

一般財団法人全国大学実務教育協会入会金及び会費規程

制 定 H 2 1 . 1 3 . 2 3

一部改正 H 2 4 . 1 2 . 1 5

一部改正 H 2 6 . 2 . 1 5

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条及び第18条の規定に基づき、一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「協会」という。）の会員校の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員校はその入会にあたり、次の入会金を納入しなければならない。

入会金 30万円

- 2 すでに会員校として入会している大学又は短期大学の同一法人内で他の大学又は短期大学が新たに会員校として入会する場合は、前項の規定にかかわらず、入会金は20万円とする。
- 3 かつて会員校として入会していた大学又は短期大学（それぞれ名称を変更している場合を含む。）が退会し、その後、当該大学又は短期大学が再入会する場合は、第1項の規定にかかわらず、入会金は15万円とする。
- 4 かつて会員校として入会していた短期大学を廃止し、同一法人内の大学に改組し、その大学が新たに会員校として入会する場合は、第1項の規定にかかわらず、入会金は15万円とする。
- 5 会員校として入会している短期大学を廃止し、それに伴い新たな大学を設立し、当該大学が会員校として入会する場合は、第1項の規定にかかわらず、入会金を免除する。
- 6 同一法人内の二つ以上の大学又は短期大学が同一時期に新たに入会する場合は、そのうち一つの大学又は短期大学の入会金は、第1項の規定を適用し、他の一つ以上の大学又は短期大学の入会金は、第2項の規定を準用する。ただし、入会しようとする大学又は短期大学のうちに第3項から第5項に該当する大学又は短期大学がある場合の入会金は、それぞれの条項を適用し、他の大学又は短期大学については、第2項の規定を準用する。

(会費)

第3条 会員校は毎年度4月末日までに、次に定める会費を納入しなければならない。

年間 4万円

(賛助会員)

第4条 協会の目的に賛同する団体又は個人は、賛助会員として受け入れることができる。その場合の賛助金の額は、年間一口5万円とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。